

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-4 早期是正措置</p> <p>IV-5-3-4-1 意義</p> <p>IV-5-3-4-2 監督手法・対応</p> <p>「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（以下、「区分告示」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>（1）命令発動の前提となる連結自己資本規制比率</p> <p>区分告示第1条及び第3条の表の区分に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。</p> <p>① 法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率</p> <p>（新設）</p>	<p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-4 早期是正措置</p> <p>IV-5-3-4-1 意義</p> <p>IV-5-3-4-2 監督手法・対応</p> <p>「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（以下、「区分告示」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>（1）命令発動の前提となる連結自己資本規制比率</p> <p>区分告示第1条及び第3条の表の区分に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。</p> <p>① 法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率</p> <p><u>（注）最終指定親会社の連結自己資本規制比率は、連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率の3つの比率によって構成される。</u></p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 区分告示第1条の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第3区分の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として<u>連結自己資本規制比率8%以上</u>の水準の達成を着実に図るものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、連結自己資本規制比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己</p>	<p>(2) 区分告示第1条の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第3区分の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として<u>第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る</u>水準の達成を着実に図るものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、連結自己資本規制比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に連結自己資本規制比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分等を定める命令第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、下記（3）の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>（3）区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p>	<p>資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分等を定める命令第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、下記（3）の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>（3）区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</li> </ul> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(4) 命令区分の根拠となる連結自己資本規制比率</p> <p>区分告示第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる連結自己資本規制比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>(5) 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った最終指定親会社にあっては、</p>	<p>区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止め POSSIBILITY ができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</li> </ul> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(4) 命令区分の根拠となる連結自己資本規制比率</p> <p>区分告示第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる連結自己資本規制比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>(5) 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った最終指定親会社にあっては、</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>その後連結自己資本規制比率が<u>2%以上8%未満</u>の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあっては、その後連結自己資本規制比率が<u>4%以上8%未満</u>の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p>	<p>その後、<u>当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分又は第2区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは</u>、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは</u>、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p>
<p>(6) 区分告示第2条第2項に掲げる資産の評価基準            ① 第1号「有価証券」</p>	<p>(6) 区分告示第2条第2項に掲げる資産の評価基準            ① 第1号「有価証券」</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>区分告示第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から算出日の時価情報として入手した評価額又は最終指定親会社の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>イ. 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。</p> <p>ロ. 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。</p> <p>② 第2号「有形固定資産」</p> <p>イ. 土地</p> <p>鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの。）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。</p> <p>ロ. 建物及び動産</p> <p>原則、帳簿価格とする。</p> <p>③ 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」</p> <p>金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分告示第2条第2項第1号及び上記①</p>	<p>区分告示第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から算出日の時価情報として入手した評価額又は最終指定親会社の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>イ. 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。</p> <p>ロ. 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。</p> <p>② 第2号「有形固定資産」</p> <p>イ. 土地</p> <p>鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの。）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。</p> <p>ロ. 建物及び動産</p> <p>原則、帳簿価格とする。</p> <p>③ 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」</p> <p>金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分告示第2条第2項第1号及び上記①</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に準ずるものとする。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</p> <p>(注) 指定国際会計基準又は米国会計基準を採用している最終指定親会社にあっては、当該採用する会計基準によって資産を評価するものとする。</p> <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区分告示第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</li> <li>② <u>連結自己資本規制比率が4%未満</u>の最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</li> <li>③ 早期是正措置は、連結自己資本規制比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。</li> </ul> <p>(8) 区分告示第3条の表の区分に基づく命令</p>	<p>に準ずるものとする。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</p> <p>(注) 指定国際会計基準又は米国会計基準を採用している最終指定親会社にあっては、当該採用する会計基準によって資産を評価するものとする。</p> <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区分告示第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</li> <li>② <u>第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を下回る</u>最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</li> <li>③ 早期是正措置は、連結自己資本規制比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。</li> </ul> <p>(8) 区分告示第3条の表の区分に基づく命令</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>区分告示第3条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。</p>	<p>区分告示第3条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。</p>